

松浦市立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

目 次

- 1 実施計画の趣旨・現状
- 2 目標
- 3 計画の期間
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の重点内容
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

令和8年4月

松浦市教育委員会

1 実施計画の趣旨・現状

(1) 実施計画の趣旨

本計画は、教職員の長時間勤務を是正し、教職員が心身共に健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮できるようにすることにより、教育の質の向上を目指し策定するものです。

松浦市教育委員会では、「教育のまち 松浦」の実現のため、「松浦市教育振興基本計画」に基づき、松浦市教育基本方針に掲げる理念の具現化に取り組んできました。本市が目指す教育を実現させるためには、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、活力をもって児童生徒を指導できる環境を整えていくことが重要です。

本計画は、単に勤務時間を削減することを目指すものではなく、業務の精選と効率化により、教員が本来担うべき業務に注力できる時間を創出することをねらいとしています。保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、松浦市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長の実現を目指します。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年5月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「松浦市立小・中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度時間外在校等時間の状況】

項目	小学校	中学校
勤務時間外在校時間（月あたり・平均）	26時間04分	37時間13分
時間外在校等時間45時間を上回る割合（1か月あたり）	8.8%	34.3%
（上記のうち）時間外在校等時間80時間超の割合（1か月あたり）	0.25%	2.8%
時間外在校等時間360時間超の割合（1年間あたり）	33.8%	64.9%

1か月あたりの時間外在校等時間が45時間を超える割合は、令和6年度において小学校8.8%、中学校が34.3%であり、前年度と比較し改善が図られているものの、依然として高くなっています。

この現状を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき「松浦市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」）を策定するものです。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

**時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合
業務量の適切な管理の実現を図り、令和11年度までに0%を目指す。**

- 規則において、1か月の時間外在校等時間の上限を45時間としています。また、第四期長崎県教育振興基本計画（令和6年7月策定）において、令和10年度までに時間外在校等時間が月45時間以上の教職員の割合を0%とすることを目指しています。その達成に向け、着実な取組を推進していきます。
- 時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合を0%にするとともに、規則に示している「1年間の時間外在校等時間を年間360時間」以内とすることについても、早期の達成を目指した取組を推進していきます。

(2) 働きやすさ、働きがいに関する目標

**①ストレスチェック：「上司からの支援」「同僚からの支援」
市全体の結果平均9.0以上を維持する。【R7:9.0】（値の範囲3-12）**

**②ストレスチェック：「働きがいがある」
市全体の結果3.5以上を目指す。 【R7:3.2】（値の範囲1-4）**

- 市内小中学校の職場環境改善及び教職員の心身の健康保持を図ることを目的として、引き続きストレスチェックを年2回実施します。質問項目の中から重点項目を選定し指標としました。ストレスチェックオプション等を活用した実態把握に努め、目標達成に向けた取組を推進します。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の重点内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○学校徴収金の徴収・管理

・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、キャッシュレス化等、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○部活動

- ・令和8年9月をもって、原則、休日の中学校部活動の地域展開を実現する。また、令和11年度4月から平日を含む全ての中学校部活動を地域展開する。令和10年度末までの平日の部活動については、部活動ガイドラインに沿った活動時間等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備

- ・授業準備等を補助する教員業務支援員の配置と拡充を検討する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の困り感や状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、適応指導教室、市福祉部局、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、適切な役割分担を行い教育職員の協働を推進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(年間で余剰時数70単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 日課表の工夫を行う。

- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況の平均得点270.0点を目指す。【R6 255.6点】

- エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。
 - ・ 1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して医師による面接指導が実施できるよう体制を整える。
 - ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
 - ・ ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
 - ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
 - ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して働きかける。
 - ・ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間

中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、松浦市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム等で把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けマネジメント等に関する研修を、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。